

欧米におけるリチウムイオン蓄電池等の規制の調査結果について（概要）

リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会（第2回）

消防庁危険物保安室

建築・消防関連の規制においては、詳細な設備規定は民間の規定やリスクアセスメントに任せているケースが多く、特にリチウムイオン蓄電池についての規制は欧米各国で法改正に向けた議論が行われている

米国・英国・ドイツのリチウムイオン蓄電池に係る規制・ガイドラインの概要

調査対象国	リチウムイオン蓄電池に係る規制・ガイドラインの概要	直近の動き
米国	<ul style="list-style-type: none"> 法律上、引火性液体であるリチウムイオン蓄電池の電解液は危険物として定義されており、取扱いを行う危険物施設は、建物の火災リスク（建築部材の材料等）に応じて建築構造が細かく区分けされている。 米国最大手保険会社のFM Globalが公表している詳細なガイドラインを採用している保険会社が多く、ゆえに米国内事業者の多くは本ガイドラインに則って防火対策を講じている。 	<p>PRBA（Rechargeable Battery Assoc.）によると、</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年版のIBCにはリチウムイオン蓄電池の記載がなされる予定とのこと また、現在、国連では2024年12月終了予定のUN Sub-Committee meetingで各国の法改正を目指した議論がなされているとのこと
英国	<ul style="list-style-type: none"> 建築構造や防火設備を規定した危険物施設の定義はなく、一般の建築物において規定されている、火災リスクアセスメントの実施義務において、火災の危険性に応じて各人が防火対策を講じることとしている。 公的機関・民間団体のどちらにおいても詳細なガイドラインを発行していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署や業界団体がリチウムイオン蓄電池の規制化の必要性を訴えており、規制化に向けて政府を交えた議論が始まっている。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 建築法に関しては16州ある各州が州法を立法・制定しており、連邦政府の統一的な法規定は存在しない。州建築法の中で、日本の建築基準法や消防法にあたる規定がなされており、消火設備に関しても設置規定がなされている。 また、火災リスクアセスメントの実施を義務付けている。 また、「営業法」の中の「労働場所に関する規則・指針」においても、可搬式消火器などの消防設備の設置規定がなされている。 詳細な設備規定においては、民間機関が発行するドイツ工業規格／ドイツ保険協会の規定が広く参照されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国と同様に、リチウムイオン蓄電池の危険性を改めて考慮した規制策定に向けて議論が行われている。